

令和7年度ビジネスアイデア創出ワークショップ実施業務委託仕様書

1 業務名

令和7年度ビジネスアイデア創出ワークショップ実施業務

2 目的

愛媛県では、県内外からチャレンジ精神にあふれ、意欲のある人材を積極的に呼び込み、地域経済の新たな担い手となる創業者を支援する愛媛グローバル・フロンティア・プログラム（以下「EGFプログラム」という。）に取り組んでいる。

本プログラムの一環として、創業希望者、学生、民間企業の新規事業担当者など、様々な主体が創業や新規事業開発に取り組むことを後押しするため、地域課題解決に向けたビジネスアイデアを創出する手法を学ぶワークショップ及びメンタリングを実施する。

については、これらの実施に係る業務（以下「本業務」という。）を委託する。

3 委託期間

契約締結の日から令和7年12月26日（金）まで

4 参加対象者

本業務は、創業希望者、学生、民間企業の新規事業担当者など創業を目指す者に限らず、新規事業の開発やビジネスによる課題解決に関心のある幅広い層を対象とする。

5 業務内容

(1) ワークショッププログラムの企画

ア 課題解決に向けたビジネスアイデア創出の手法を体系的に学ぶことのできるワークショップのプログラムを企画すること。

イ プログラムは1日（5～6時間程度）で完結する内容とすること。

ウ プログラムは参加者が能動的に取り組むことのできる内容とすること。

(2) ワークショップの実施

ア 上記(1)によるワークショップを5回程度開催すること。

イ ワークショップはオフラインで開催することとし、会場の手配及び準備を行うこと。なお、開催地域は県内全域とし、東予、中予、南予各地域において、少なくとも1回以上開催すること。

ウ ワークショップの開催時期は、令和7年6月～7月を想定している。

エ ワークショップの参加者を募集するとともに、参加申込の受付及び管理を行うこと。なお、募集にあたっては、広報用のバナー画像やチラシ等を作成し、SNS等での周知を行うほか、受託者が持つネットワーク等を活用し、広く参加者を募ること。

オ ワークショップの参加者（主催者、講師を除く。）は各回20名程度とすること。

カ ワークショップの参加費は無料とすること。

キ ワークショップの実施結果について、県ホームページ等に掲載するためのレポートを作成すること。なお、レポートは開催内容や参加者のコメントを400字～800字程度にまとめた上で、写真2枚程度を掲載することを想定している。

(3) 個別メンタリングの実施

- ア 上記(2)のワークショップ参加者のうち、具体的な創業や新規事業開発を目指す者を対象に、各自の状況や課題を整理し、創業等の実現を支援するためのメンタリングを実施すること。
- イ 実施対象者は10名程度とし、原則(2)ワークショップ参加者の中から募集すること。応募多数の場合は、県と協議の上、実施対象者を決定すること。
- ウ メンタリングは令和7年8月～10月にかけて、実施対象者1名につき3回以上実施すること。
- エ メンタリングは実施対象者ごとに日程等を調整の上、実施すること。また、実施対象者の状況に応じて、オフライン又はオンラインで実施すること。
- オ 本事業終了後に実施対象者の活動状況を把握できるよう、連絡先等を整理し、県と共有すること。

(4) 他の創業支援事業との連携

- ア 別途県が実施する令和7年度ビジネスアイデアコンテスト実施業務の受託者と連携し、ワークショップ参加者及びメンタリング実施対象者のビジネスアイデアコンテスト「EGFアワード」への応募を促進すること。
- イ その他、県やその他自治体、金融機関等が実施する創業支援事業との連携に努めること。

(5) 独自提案事項【任意】

(1)から(4)までの業務と連動し、本業務の目的を達成するために効果があると考えられる独自の取組みがある場合は、企画提案することができる。ただし、実施に要する経費は、(1)から(4)までの経費と併せて、委託料の上限額の範囲内とする。

6 スケジュールの想定

令和7年4月中旬	本業務受託者との委託契約
5月上旬	ワークショップ参加者募集開始
6月～7月	ワークショップの開催
8月～10月	メンタリングの実施

7 本業務の目標

- (1) ワorkshop参加者数：延べ100名以上
- (2) ワorkshop参加者及びメンタリング実施対象者によるEGFアワード応募件数：25件

8 運営体制の整備及び責任者の配置

- (1) 本業務を円滑に実施できる人員体制を整備すること。
- (2) 本業務に係る責任者及び県との連絡・調整のための担当者を配置すること。
- (3) 責任者及び担当者について、本業務に係る委託契約の締結の際、書面にて県に提出すること。

9 再委託の可否

- (1) 受託者は委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行うため、あらかじめ県と協議の上、必要と認められたときは、業務の一部を他者に再委託することができる。
- (2) 再委託の範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任において解決すること。

10 守秘義務及び個人情報の取扱い

- (1) 本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- (2) 本業務の実施のための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (3) 再委託範囲に個人情報の取り扱いが含まれるときは、再委託先との間で個人情報に関する適切な体制を確保しなければならない。

11 著作権等の取扱い

- (1) 著作権をはじめ、本業務の成果品における一切の権利は、県に帰属するものとする。
- (2) 成果品に第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合は、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行う。
- (3) 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応する。

12 事業計画書及び報告書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとに、業務の具体的な実施内容等について県と協議の上、委託契約書に定める「事業計画書」を作成して提出すること。
- (2) 委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、県の検査を受けること。
- (3) 県は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し又は報告を求めることができる。

13 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、愛媛県会計規則その他関係法令・条例等を順守すること。
- (2) 本業務の実施に当たっては、実施内容や実施時期等、県と十分に協議の上進めること。
- (3) 本業務は、本県の地域課題解決や地域の活性化に繋がる創業支援施策の一環であるという認識を十分に持った上で、公平性、透明性を確保し業務に当たること。
- (4) 本業務に係る一切の経費は、委託金額に含むこと。
- (5) 受託者は、本業務の実施に係る経費について、原則として一切の費用を参加者又は対象者に負担させてはならない。なお、費用負担の区分に疑義が生じた場合は、速やかに県と協議すること。

- (6) 受託者は、対象者に対して、本業務の委託料による一切の給付を行わないこと。
- (7) 本業務に係る経理については、他の業務と明確に区分するとともに、契約や支払いに関する書類を業務完了年度の翌年度から起算して、5年間保管すること。
- (8) 本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合については、その都度、県と受託者との間で協議の上、決定すること。
- (9) 県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。